

## 年金全額の差押え疑問

## 生活状況で分納相談

**問** 年金生活者にとって年6回支給の年金は必要な生活費だと思うが、どう捉えているのか。税等の長期滞納者に対し督促状送付、その後相談のない者へ催告書兼差し押さえ予告通知書を郵送している。担当職員が滞納者から通知を受け取ってないとの苦情に困らないように差し押さえ通知書だけでなく一般書留配達証明書付で送るべきと思う。

落しされたとの相談があったが、そういう事をしたのか。

年金は生活費なので差し押さえは最大40%と認識していたが、次の支給までの間はどうか生活するか。借金すれば余計に払えない悪循環になると思う。法的に間違っていないか。借金は行き過ぎではないか。

次回は引き落としをしないとのことだが、年金全額でなく、30〜40%を引き落としすれば確実に滞納額は減っていくと思うがどうか。

長期滞納者の方から年金支給日に年金全額引き

一部だと認識している。郵送は規定に基づき納付通知書、督促状、催告書兼差し押さえ予告書（年約800件）は普通郵便で、差し押さえに関する書類は配達証明郵便で受取記録を取っている。発送件数等を考え、現在の方法での対応を維持する。

税金は納税義務者の持参義務であり、決められた納付が履行できなく特別な事情等があれば町に連絡をもらっている。

総論だが、憲法第30条に国民の三大義務の一つに法律の定めるところにより納税の義務を負うとなっている。滞納処分については町広報紙にも掲載しており、徴収方法について理解を頂きたい。

未納者の預金差し押さえ内容は地方税法、地方公務員法、個人情報保護法に規定する守秘義務に抵触するので答えられない。また生活給の差し押さえ40%の認識と法的に全額徴収できるかについては国税徴収法、地方税

法には規定されていないと認識しており、全額差し押さえした案件もある。今後も生活状況に応じた分納相談を受け付け、分納制約をお互いに確認して納付をしていただく。

**答** 尾崎 税務兼住民課長

年金は満額、繰上支給額や厚生、個人年金や年金以外の収入を含む等、生活実態や個人の事情により異なるが、生活費の

## 町道管理

警戒指示の看板設置を  
安全対策の協議検討

入野小学校正門前

**問** 入野小学校前の藩下線は城山団地線といずれ三叉路になる。

児童、生徒、住民の安全確保からも「学校あり徐行」、「横断歩道注意」等の警戒指示の看板を設置すべきでは。

**答** 徳廣 情報防災課長

新しい町道は正門前で大きく曲がっており、その環境の変化に対しての安全性確保のため、警察、道路管理者、教育委員会、小中学校と安全対策の実

施に向けて協議検討していく。

## 【その他の質問】

・避難道について  
・福祉について

・その他

・その他

もり森 はるし 議員